第五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	
第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した額があり、当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により算定した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とする。）
自動車重量譲与税	地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、自動車重量譲与税	地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税
、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	

附則第十三条を削る。

附則第十四条中「附則第九条第二項及び第十二条」を「附則第七条第二項及び第九条」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第十五条中「附則第十二条」を「附則第十条」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十六条を附則第十三条とする。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第三条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「とあるのは「地方揮発油譲与税」を「とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、地方揮発油譲与税」に改め、「交通安全対策特別交付金」と」の下に「「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」と」を加え、「「特別とん譲与税」を「「地方揮発油譲与税、特別とん譲与税」に、「とあるのは「特別とん譲与税」を「とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税」に、「及び自動車重量譲与税」を「地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税」に、「、自動車重量譲与税及び」を「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第三号中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第二条中「される地方特例交付金」を「される個人住民税減収補塡特例交付金（同条第二項第一号に規定する個人住民税減収補塡特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、自動車税減収補塡特例交付金（同条第二項第三号に規定する自動車税減収補塡特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、軽自動車税減収補塡特例交付金（同条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金をいう。以下この項において同じ。）及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金（同条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。）」に、「地方特例交付金にあつては同項の個人住民税減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車税減収補塡特例交付金にあつては同項の自動車税減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、軽自動車税減収補塡特例交付金にあつては同項の軽自動車税減収補塡特例交付金」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一号を加える。

六　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）附則第六条の規定に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計に承継された借入金

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定は、令和八年度以後の年度分の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項に規定する特別区財政調整交付金（以下この条及び附則第四条において「特別区財政調整交付金」という。）について適用し、令和七年度以前の年度分の特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

（災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の災害対策基本法施行令附則第四項の規定は、令和八年度以後の年度における同令第四十三条第二項に規定する標準税収入額の算定について適用し、令和七年度以前の年度における同項に規定する標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定は、令和八年度以後の年度分の特別区財政調整交付金について適用し、令和七年度以前の年度分の特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

（地方財政審議会令の一部改正）

第五条　地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる政令」を「当分の間、地方財政法施行令附則第三条第五項」に改め、同条の表を削る。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第六条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「令和七年度及び」を削り、同条中「令和七年度及び」を削り、「附則第十四条」を「附則第十一条」に、「附則第九条第二項及び第十二条」を「附則第七条第二項及び第九条」に、「附則第十二条」を「附則第九条」に改める。

附則第五条中「附則第十五条」を「附則第十二条」に、「附則第十二条」を「附則第十条」に改める。

附則第六条を削る。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第七条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち地方財政法施行令附則第十六条の改正規定中「附則第十六条」を「附則第十三条」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき